

四街道市バドミントン協会運営細則

この細則は、四街道市バドミントン協会規約(以下、規約という)の施行について、必要な細則を定める。

1.規約第6条(登録)について

(1)登録手続は、所定の書式(書式1)に必要事項を記入、協会に提出し行う。

附則 この細則は平成18年6月1日より施行する。

2平成23年4月1日に改定施行する。